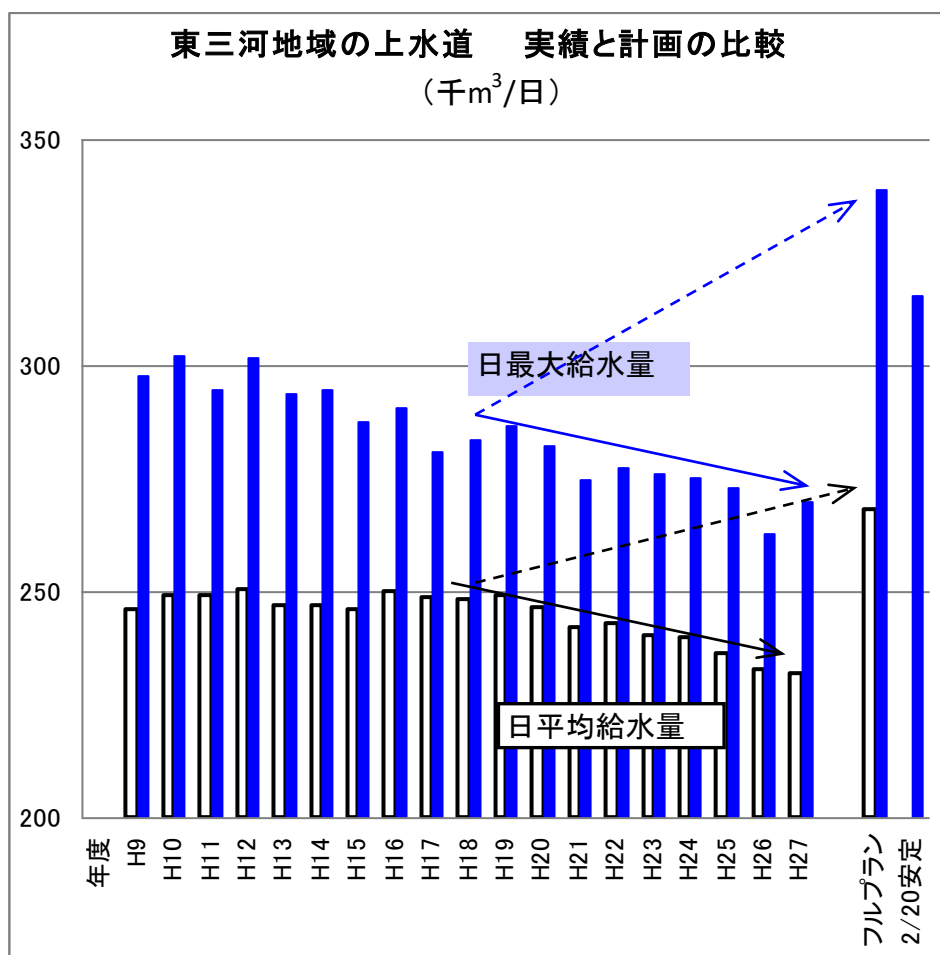


## 設楽ダム事業の根拠がないことが明らかになりました！



破線矢印：フルプラン想定、 実線矢印：供給実績、 2/20 安定：近 2/20 安定供給量のこと  
で、10年に1度程度起きる（近年20年に2番目の）かつすいの年に豊川水系から供給可能な水量と  
して、国土交通省中部地方整備局が見積もった値。

豊川水系フルプラン（2006（H18）年2月）は、2015（H27）年における東三河の水道用水需  
要が破線矢印のように増加するとの想定を行い、近 2/20 かつすい年には水源の供給能力が落  
ちて需要（最大給水量）をまかなえない事態になると想定しました。愛知県は、フルプラン想  
定に基づき、設楽ダムの貯水から水道用水を取水するとして、設楽ダム建設事業に参画してい  
ます。フルプランの目標年の 2015（H27）年を過ぎた現在、東三河の水道用水の供給実績（実  
線矢印が示す減少傾向）から、フルプランの需要想定が実態を無視した過大なものであること  
が明らかになりました。かつすい年においても供給不足は想定されません。愛知県は、設楽ダ  
ムに設定した水道水の使用权を取り消して、ダム事業から撤退するべきです。

## 水道用水供給目的が法律上の根拠

国土交通省の直轄事業である設楽ダムは、ダム貯水を利用して、水道用水を供給するために使うことが、法律（特定多目的ダム法）上の根拠となっています。

豊川水系水資源開発基本計画（略称：豊川水系フルプラン）では、東三河地域の水道用水は、豊川用水と豊川総合用水事業で開発済みの水源施設の計画供給水量で十分足りているものの、10年に一度程度発生するかつすい年には、供給能力が計画の62%まで落ちて、需要（H27年目標）とほぼ同じか不足すると想定して、その分をダム貯流水から供給する目的で、設楽ダム建設事業が位置づけられました。

ところが、水道供給の実績は一日最大給水量、一日平均給水量ともに、年々減少を続けており、目標年のH27年を過ぎて、フルプラン想定必要量は著しく過大であったこと、また、かつすい年にも不足しないことがはっきりしました。

## 設楽ダム事業の実質的責任は愛知県にある

水道事業者は各市町ですが、愛知県が県営水道を通じて各市町に水道用水を供給するために、設楽ダム貯流水を使用する権利を設定しています。東三河の水道用水の需要は近年減少を続けており、すでに人口の減少期に入っていることから、今後水需要が増える見込みはありません。設楽ダムは、国が建設する事業ですが、その法律上の根拠を与えているのは、愛知県に他なりません。愛知県が設楽ダム建設事業の実質的な責任を負っているといっても過言ではありません。愛知県が水需要の想定が過大であったことを認め、設楽ダム使用权の設定を解除すれば、事業は法律上の根拠を失って白紙に戻り、県民が長期にわたって高い水道料金を支払うことを予防することができます。現在、本体工事に掛かる前の最後事業見直しの機会であり、知事の判断が求められています。

### 特定多目的ダム法と特定多目的ダム

設楽ダムは、特定多目的ダム法に基づいて、国土交通大臣が新築するものです。特定多目的ダム法は、1957（昭和32）年に、高度経済成長政策の実現のために作られた法律の一つで、とっくにその使命は終わっています。その第二条に、「特定多目的ダム」が次のように定義されています。設楽ダム事業では、「特定用途」のうち、愛知県が使用权設定をする水道用水のほかには、発電および工業用水の用途は含まれていません。

#### 《特定多目的ダム法》

第二条 この法律において、「多目的ダム」とは、国土交通大臣が河川法第九条第一項の規定により自ら新築するダムで、これによる流水の貯留を利用して流水が発電、水道又は工業用水道の用（以下「特定用途」という。）に供されるものをいい、・・・。

2 この法律において「ダム使用权」とは、多目的ダムによる一定量の流水の貯留を一定の地域において確保する権利をいう。